

令和2年度

第1回五泉市国民健康保険運営協議会議案書

と き 令和2年7月29日(水) 午後1時15分

ところ 五泉市役所 5階 第2委員会室



第1回五泉市国民健康保険運営協議会議事日程

1. 開 会

2. あいさつ 羽下会長
伊藤市長

3. 議 事

日程第1

会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号

五泉市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第3 報告第2号

令和元年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込み
について

日程第4 議第1号

令和2年度五泉市国民健康保険税について

4. そ の 他

令和2年度五泉市国民健康保険事業計画（別冊）

5. 閉 会

報告第 1 号

五泉市国民健康保険税条例の一部改正について

五泉市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 令和2年第2回五泉市議会臨時会(5月15日)

○議第37号 専決処分の報告承認について(五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(専決処分について)

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、土地基本法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付けで「五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分し、上記市議会臨時会において承認を得た。

(1)改正内容

条 項	趣 旨 (概 要)
第3条 関係	国民健康保険税の課税額のうち基礎課税額(医療給付費分)の課税限度額を61万円から 63万円 に、介護給付金課税額の課税限度額を16万円から 17万円 に改めるもの。
第15条 関係	第3条の改正に伴い基礎課税額(医療給付費分)の課税限度額を改める。 また、被保険者均等割額と世帯別平等割額の5割及び2割軽減の軽減判定所得の算定方法を変更するもの。 ○前年中の世帯(国保加入者(国保に加入していない方も含む)と世帯主)の所得 【5割軽減の対象】 (改正前) 「基礎控除額(33万円)+28万円×被保険者数」以下のとき (改正後) 「基礎控除額(33万円)+ 28万5千円 ×被保険者数」以下のとき 【2割軽減の対象】 (改正前) 「基礎控除額(33万円)+51万円×被保険者数」以下のとき (改正後) 「基礎控除額(33万円)+ 52万円 ×被保険者数」以下のとき
附則 第7項、 第8項 関係	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴い規定するもの。
附 則	条例の施行期日及び適用区分を規定するもの。

(2) 新旧対照表

参考資料 P 1～3 のとおり

(3) 条例改正による国民健康保険税への影響

項目	区 分		令和 2 年度		影響額等
			基準額改正後	基準額を改正し なかった場合	
医療 給付 費分	5 割軽減	均等割	2,109 人	2,005 人	104 人
		軽減額	21,933,600 円	20,852,000 円	1,081,600 円 (a)
		平等割	1,239 世帯	1,179 世帯	60 世帯
		軽減額	15,369,075 円	14,390,100 円	978,975 円 (b)
	2 割軽減	均等割	1,394 人	1,343 人	51 人
		軽減額	5,799,040 円	5,586,880 円	212,160 円 (c)
		平等割	768 世帯	752 世帯	16 世帯
		軽減額	3,901,045 円	3,750,641 円	150,404 円 (d)
限度額 超過	世帯数	81 世帯	87 世帯	△6 世帯	
	最大調定額	—	—	180,000 円 (e)	
後期 高齢者 支援金 分	5 割軽減	均等割	2,109 人	2,005 人	104 人
		軽減額	12,443,100 円	3,169,480 円	613,600 円 (f)
	2 割軽減	均等割	1,394 人	1,343 人	51 人
		軽減額	3,298,840 円	3,169,480 円	129,360 円 (g)
介護 納付金 分	5 割軽減	均等割	487 人	442 人	45 人
		軽減額	3,335,950 円	3,027,700 円	308,250 円 (h)
	2 割軽減	均等割	370 人	336 人	34 人
		軽減額	1,013,800 円	920,640 円	93,160 円 (i)

①被保険者均等割額影響額（医療給付費分＋後期高齢者支援金分＋介護給付金分）

$$(a) + (c) + (f) + (g) + (h) + (i) = 2,438,130 \text{ 円 歳入減少}$$

②世帯別平等割額影響額（医療給付費分）

$$(b) + (d) = 1,129,379 \text{ 円 歳入減少}$$

③医療給付費分限度額超過額影響額

$$(e) = 180,000 \text{ 円 歳入増（最大調定額）}$$

$$\text{影響額合計 } ① + ② + ③ = 3,387,509 \text{ 円 歳入減少}$$

○議第 42 号 五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(制定内容)

新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがある被用者に傷病手当金の支給を行う規定を追加するもの

(1)内容

条 項	趣 旨 (概 要)
附則 第 4 項 関係	給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染したとき又は、発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に就くことを予定していた期間について支給する。
附則 第 5 項 関係	傷病手当金の額について 1日当たりの支給額 (直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数
附則 第 6 項 関係	支給期間について規定するもの。 支給を始めた日から最長1年6月まで
附則 第 7 項 から 第 9 項 関係	傷病手当金と給与等の調整を規定するもの 給与等を受け取ることができる場合、受け取る給与が第5項で規定した額より少ない場合はその差額を支給する。給与等が受け取れない場合は、全額支給し、一部受け取ることができなかった場合は、傷病手当金よりも額が少なかった場合はその額と傷病手当金の差額を支給する。傷病手当金の一部を受けたとき、その額を支給額から控除する。 支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。
附 則	条例の施行期日を規定するもの。 支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日まで

(2)新旧対照表

参考資料P4～5のとおり

特別調整交付金により支出額の全額を国が財政支援

2. 令和2年第4回五泉市議会定例会(6月11日)

○議第48号 五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(制定内容)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行う規定を追加するもの。

(1)内容

条 項	趣 旨 (概 要)
附則 第18項 関係	<p>減免の要件について規定するもの</p> <p>対象 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険税</p> <p>対象世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は、重篤な傷病を負った世帯 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 ・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
附則 第19項 関係	<p>減免申請期限の特例を規定するもの</p> <p>「申請書を提出しなければならない」を「市長は、難しい事情があると認める場合は、別に申請期限を定めることができる。」とする。</p>
附 則	<p>条例の施行期日を規定するもの</p> <p>附則第18項及び第19項の規定は、令和2年2月1日から適用する。</p>

(2)新旧対照表

参考資料P6～7のとおり

特別交付金等により支出額の全額を国が財政支援

(3) 減免割合

- ・ 世帯の主たる生計維持者が死亡又は、重篤な傷病を負った世帯
…対象となる期間の保険税全額
- ・ 世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯
…前年の所得に応じて減免【表 2】

(4) 減免又は免除される額

- ・ 減免額の算定

【表 1】で算出した対象保険税額に、【表 2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B / C) \times (d))$

【表 1】

対象保険税額 = $A \times B / C$
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額(減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
300 万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10 分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1,000 万円以下であるとき	10 分の 2

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除する。

報告第 2 号

令和元年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出
決算見込みについて

令和元年度五泉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込みについて

歳入

単位 円

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	現計予算額	収入済額		
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	1 一般被保険者国民健康保険税	1 医療給付費分現年課税分	620,613,000	29,168,000	649,781,000	664,379,973		
			2 後期高齢者支援金分現年課税分	198,232,000	14,963,000	213,195,000	217,838,966		
			3 介護納付金分現年課税分	80,519,000	896,000	81,415,000	82,136,052		
			4 医療給付費分滞納繰越分	25,954,000	0	25,954,000	23,422,139		
			5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	9,175,000	0	9,175,000	7,735,228		
			6 介護納付金分滞納繰越分	4,782,000	0	4,782,000	4,254,956		
		小計			939,275,000	45,027,000	984,302,000	999,767,314	
		2 退職被保険者等国民健康保険税	1 医療給付費分現年課税分	1,675,000	△ 934,000	741,000	636,902		
			2 後期高齢者支援金分現年課税分	611,000	△ 311,000	300,000	248,443		
			3 介護納付金分現年課税分	548,000	△ 380,000	168,000	219,748		
			4 医療給付費分滞納繰越分	644,000	0	644,000	534,499		
			5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	204,000	0	204,000	169,239		
			6 介護納付金分滞納繰越分	210,000	0	210,000	180,127		
		小計			3,892,000	△ 1,625,000	2,267,000	1,988,958	
		1 款 計				943,167,000	43,402,000	986,569,000	1,001,756,272
		2 分担金及び負担金	1 負担金	1 特定健康診査等事業負担金	1 特定健康診査等事業負担金	1,519,000	0	1,519,000	1,300,600
3 使用料及び手数料	1 手数料	1 督促手数料	1 督促手数料	500,000	0	500,000	506,300		
4 国庫支出金	1 国庫補助金	1 災害臨時特例補助金	1 災害臨時特例交付金	1,000	0	1,000	0		
		2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	5,896,000	5,896,000	5,896,000		
		3 国民健康保険制度関係業務事業費補助金	1 国民健康保険制度関係業務事業費補助金	0	220,000	220,000	220,000		
4 款 計				1,000	6,116,000	6,117,000	6,116,000		
5 県支出金	1 県補助金	1 保険給付費等交付金	1 保険給付費等交付金(普通交付金)	4,062,053,000	0	4,062,053,000	3,718,670,804		
			2 保険給付費等交付金(特別交付金)	74,350,000	1,409,000	75,759,000	98,953,024		
	小計			4,136,403,000	1,409,000	4,137,812,000	3,817,623,828		
	2 財政安定化基金交付金	1 財政安定化基金交付金	1 財政安定化基金交付金	1,000	0	1,000	0		
5 款 計				4,136,404,000	1,409,000	4,137,813,000	3,817,623,828		
6 財産収入	1 財産運用収入	1 利子及び配当金	1 出資金及び利子収入	4,000	0	4,000	2,537		

歳入

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	現計予算額	収入済額		
7 繰入金	1 繰入金	1 一般会計繰入金	1 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	176,093,000	13,364,000	189,457,000	189,456,131		
			2 出産育児一時金繰入金	7,000,000	0	7,000,000	3,360,000		
			3 国保運営協議会委員 報酬繰入金	266,000	0	266,000	248,738		
			4 その他一般会計繰入金	73,995,000	△ 8,161,000	65,834,000	65,834,000		
			5 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	94,827,000	9,472,000	104,299,000	104,298,780		
			6 国保財政安定化支援 事業繰入金	10,000,000	51,489,000	61,489,000	61,489,000		
			7 款 計				362,181,000	66,164,000	428,345,000
8 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1 前年度繰越金	1,000	352,245,000	352,246,000	352,246,435		
9 諸収入	1 延滞金加 算金及び 過料	1 一般被保険者 加算金	1 一般被保険者加算金	1,000	0	1,000	0		
			2 退職被保険者 等加算金	1 退職被保険者等加算 金	1,000	0	1,000	0	
			3 一般被保険者 延滞金	1 一般被保険者延滞金	8,000,000	0	8,000,000	8,970,202	
			4 退職被保険者 等延滞金	1 退職被保険者等延滞 金	300,000	0	300,000	10,283	
			小 計				8,302,000	0	8,302,000
	2 雑入	1 一般被保険者 第三者納付金	1 一般被保険者 第三者納付金	1 一般被保険者第三者 納付金	2,183,000	0	2,183,000	9,121,034	
				2 退職被保険者 等第三者納付金	1 退職被保険者等第三 者納付金	5,000	0	5,000	0
				3 一般被保険者 返納金	1 一般被保険者返納金	1,000	0	1,000	1,075,867
				4 退職被保険者 等返納金	1 退職被保険者等返納 金	1,000	0	1,000	0
				5 雑入	1 雑入	1,000	0	1,000	2,942
	小 計				2,191,000	0	2,191,000	10,199,843	
9 款 計				10,493,000	0	10,493,000	19,180,328		
歳入合計				5,454,270,000	469,336,000	5,923,606,000	5,623,418,949		

歳出

単位 円

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予備費支出及び 流用増減	現計予算額	支出済額	
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	60,923,000	△ 1,831,000	0	59,092,000	57,940,679	
		2 連合会負担金	2,800,000	0	0	2,800,000	2,780,878	
		小計	63,723,000	△ 1,831,000	0	61,892,000	60,721,557	
	2 徴税费	1 賦課徴收費	8,886,000	1,082,000	0	9,968,000	9,044,239	
	3 運営協議会費	1 運営協議会費	890,000	0	0	890,000	587,358	
1 款 計			73,499,000	△ 749,000	0	72,750,000	70,353,154	
2 保険給付費	1 療養諸費	1 一般被保険者療養給付費	3,462,264,000	0	0	3,462,264,000	3,176,798,420	
		2 退職被保険者等療養給付費	23,484,000	0	0	23,484,000	5,069,106	
		3 一般被保険者療養費	21,259,000	0	0	21,259,000	20,716,271	
		4 退職被保険者等療養費	180,000	0	0	180,000	48,911	
		5 審査支払手数料	8,456,000	0	0	8,456,000	8,206,611	
	小計			3,515,643,000	0	0	3,515,643,000	3,210,839,319
	2 高額療養費	1 一般被保険者高額療養費	541,000,000	0	△ 395,000	540,605,000	495,695,983	
		2 退職被保険者等高額療養費	5,000,000	0	0	5,000,000	1,098,128	
		3 一般被保険者高額介護合算療養費	300,000	0	395,000	695,000	694,282	
		4 退職被保険者等高額介護合算療養費	50,000	0	0	50,000	0	
	小計			546,350,000	0	0	546,350,000	497,488,393
	3 移送費	1 一般被保険者移送費	30,000	0	0	30,000	0	
		2 退職被保険者等移送費	30,000	0	0	30,000	0	
	小計			60,000	0	0	60,000	0
	4 出産育児諸費	1 出産育児一時金	10,500,000	0	0	10,500,000	5,040,000	
		2 支払手数料	6,000	0	0	6,000	2,520	
	小計			10,506,000	0	0	10,506,000	5,042,520
	5 葬祭諸費	1 葬祭費	5,000,000	0	0	5,000,000	4,100,000	
	2 款 計			4,077,559,000	0	0	4,077,559,000	3,717,470,232
	3 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分	1 一般被保険者医療給付費分	804,495,000	△ 8,250,000	0	796,245,000	796,244,850
2 退職被保険者等医療給付費分			5,238,000	△ 4,186,000	0	1,052,000	1,051,402	
小計			809,733,000	△ 12,436,000	0	797,297,000	797,296,252	
2 後期高齢者支援金等分		1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	303,361,000	△ 4,510,000	0	298,851,000	298,850,332	
		2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分	2,249,000	△ 1,793,000	0	456,000	455,902	
小計			305,610,000	△ 6,303,000	0	299,307,000	299,306,234	
3 介護納付金		1 介護納付金分	101,288,000	6,682,000	0	107,970,000	107,969,024	
3 款 計			1,216,631,000	△ 12,057,000	0	1,204,574,000	1,204,571,510	

歳出

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予備費支出及び 流用増減	現計予算額	支出済額
4 保健事業費	1 特定健康 診査等事 業費	1 特定健康診査等事業 費	39,218,000	165,000	0	39,383,000	32,542,878
		2 保健事業 費	1 保健衛生普及費	1,886,000	0	0	1,886,000
		2 健康づくり事業費	26,400,000	0	0	26,400,000	24,546,378
		小 計	28,286,000	0	0	28,286,000	26,091,124
4 款 計			67,504,000	165,000	0	67,669,000	58,634,002
5 基金積立 金	1 基金積立 金	1 財政調整基金積立金	4,000	260,000,000	0	260,004,000	260,002,537
6 公債費	1 一般公債 費	1 利子	1,000	0	0	1,000	0
7 諸支出金	1 償還金及 び還付加 算金	1 一般被保険者保険税 還付金	4,000,000	0	0	4,000,000	3,499,690
		2 退職被保険者等保険 税還付金	70,000	0	0	70,000	0
		3 償還金	1,000	14,008,000	2,088,000	16,097,000	16,096,417
		小 計	4,071,000	14,008,000	2,088,000	20,167,000	19,596,107
	2 繰出金	1 繰出金	1,000	173,920,000	0	173,921,000	173,919,992
7 款 計			4,072,000	187,928,000	2,088,000	194,088,000	193,516,099
8 予備費	1 予備費	1 予備費	15,000,000	34,049,000	△ 2,088,000	46,961,000	0
歳 出 合 計			5,454,270,000	469,336,000	0	5,923,606,000	5,504,547,534

歳入決算見込額 5,623,418,949 円

歳出決算見込額 5,504,547,534 円

差引 118,871,415 円

議第 1 号

令和 2 年度五泉市国民健康保険税について

令和2年度 国民健康保険税について

■ 賦課額 ※R1:H31.4.1現在 R2:R2.4.1現在

	R1	R2	前年比	
賦課総額	1,011,107千円	997,638千円	△13,469千円	△1.33%
1人当たりの調定額	109,705円	113,015円	3,310円	3.02%
1世帯当たりの調定額	164,586円	166,169円	1,583円	0.96%

(内訳)

○医療分(全体)

	R1	R2	前年比	
賦課総額	692,751千円	687,833千円	△4,918千円	△0.71%
1人当たりの調定額	62,863円	65,191円	2,328円	3.70%
1世帯当たりの調定額	100,574円	101,826円	1,252円	1.24%
応能・応益賦課割合	51 : 49	51 : 49	-	-

○後期高齢者支援金分(全体)

	R1	R2	前年比	
賦課総額	227,736千円	224,405千円	△3,331千円	△1.46%
1人当たりの調定額	20,666円	21,269円	603円	2.92%
1世帯当たりの調定額	33,063円	33,221円	158円	0.48%
応能・応益賦課割合	52 : 48	52 : 48	-	-

○介護分(全体)

	R1	R2	前年比	
賦課総額	90,620千円	85,400千円	△5,220千円	△5.76%
1人当たりの調定額	26,176円	26,555円	379円	1.45%
1世帯当たりの調定額	30,949円	31,122円	173円	0.56%
応能・応益賦課割合	54 : 46	54 : 46	-	-

■ 所得区分別 ※資料基準日 R1:R1.7.16 R2:R2.7.13

所得区分	R1		R2		前年比	
	世帯数	課税所得(千円)	世帯数	課税所得(千円)	世帯数	課税所得(%)
給与所得	1,759	1,683,005	1,695	1,549,278	△ 64	△7.95%
営業所得	741	1,503,766	703	1,465,441	△ 38	△2.55%
農業所得	312	683,514	318	784,722	6	14.81%
年金・その他所得	2,250	1,447,228	2,261	1,418,774	11	△1.97%
無職・不明	1,826	0	1,778	0	△ 48	0.00%
合計	6,888	5,317,513	6,755	5,218,215	△ 133	△1.87%

(課税所得とは、総所得金額から基礎控除33万円を引いたもの)

■ 所得階層別

※資料作成日 R2.7.13

所得階層	R2世帯数
0-33万円	2,345
33-61.5万円	683
61.5-85万円	511
85-118.5万円	700
118.5-204万円	1,080
204-318万円	502
318-397万円	166
397万円～	282
未申告	486
合計	6,755

※次ページ以降の賦課額等の資料と集計時点が異なるため、世帯数等が不一致となっております。

令和2年度

国保税医療給付費分 (R2.7算定)

(全体分)

※端数未調整

令和元年度(7月処理)				
区分	基礎数値	税率	算出税額(千円)	
所得割	5,274,392 千円	8.39 %	442,519	
資産割	0 千円	0.00 %	0	
均等割	11,020 人	20,800 円	229,216	
平等割	6,888 世帯	27,100 円	177,979	
(1/2・1/4軽減分)	(693) 世帯	円	(8,686)	
算出税額計 (A)			849,714	
7 割軽減	2,817 人	14,560 円	41,016	
7 割軽減	2,157 世帯	18,970 円	39,026	
(1/2・1/4軽減分)	(222) 世帯	円	(2,319)	
5 割軽減	2,264 人	10,400 円	23,546	
5 割軽減	1,318 世帯	13,550 円	16,446	
(1/2・1/4軽減分)	(219) 世帯	円	(1,555)	
2 割軽減	1,528 人	4,160 円	6,356	
2 割軽減	818 世帯	5,420 円	4,171	
(1/2・1/4軽減分)	(103) 世帯	円	(296)	
軽減額計			130,561	
(1/2・1/4軽減分)			(4,170)	
限度超過	87 世帯		25,713	
月割端数等			689	
減額分計 (B)			156,963	
調定額 (A)－(B)			692,751	

1人当たり調定額		62,863 円		
1世帯当たり調定額		100,574 円		
賦課割合	応能割合	50.58%	所得割	50.58%
			資産割	0.00%
	応益割合	49.42%	均等割	27.82%
			平等割	21.60%

令和2年度(7月処理)				
区分	基礎数値	税率	算出税額(千円)	
所得割	5,189,471 千円	8.39 %	435,394	
資産割	0 千円	0.00 %	0	
均等割	10,551 人	20,800 円	219,460	
平等割	6,755 世帯	27,100 円	174,091	
(1/2・1/4軽減分)	(713) 世帯	円	(8,970)	
算出税額計 (A)			828,945	
7 割軽減	2,501 人	14,560 円	36,414	
7 割軽減	1,943 世帯	18,970 円	35,094	
(1/2・1/4軽減分)	(203) 世帯	円	(2,087)	
5 割軽減	2,109 人	10,400 円	21,933	
5 割軽減	1,239 世帯	13,550 円	15,369	
(1/2・1/4軽減分)	(222) 世帯	円	(1,589)	
2 割軽減	1,394 人	4,160 円	5,799	
2 割軽減	768 世帯	5,420 円	3,901	
(1/2・1/4軽減分)	(102) 世帯	円	(292)	
軽減額計			118,510	
(1/2・1/4軽減分)			(3,968)	
限度超過	81 世帯		21,839	
月割端数等			763	
減額分計 (B)			141,112	
調定額 (A)－(B)			687,833	

1人当たり調定額		65,191 円	3.70%	(増減率)
1世帯当たり調定額		101,826 円	1.24%	
賦課割合	応能割合	51.24%	所得割	51.24%
			資産割	0.00%
	応益割合	48.76%	均等割	27.19%
			平等割	21.57%

令和2年度

国保税後期高齢者支援金分 (R2.7算定)

(全体分)

※端数未調整

令和元年度(7月処理)				
区分	基礎数値		税率	算出税額(千円)
所得割	5,274,392	千円	2.83 %	149,263
資産割	0	千円	0.00 %	0
均等割	11,020	人	11,800 円	130,036
平等割	6,888	世帯	0 円	0
(1/2・1/4軽減分)		世帯		
算出税額計 (A)				279,299
7 割軽減	2,817	人	8,260 円	23,268
7 割軽減	2,157	世帯	0 円	0
(1/2・1/4軽減分)		世帯		
5 割軽減	2,264	人	5,900 円	13,358
5 割軽減	1,318	世帯	0 円	0
(1/2・1/4軽減分)		世帯		
2 割軽減	1,528	人	2,360 円	3,606
2 割軽減	818	世帯	0 円	0
(1/2・1/4軽減分)		世帯		
軽減額計				40,232
(1/2・1/4軽減分)				(0)
限度超過	119	世帯		10,929
月割端数等				402
減額分計 (B)				51,563
調定額 (A)－(B)				227,736
1人当たり調定額 20,666 円 1世帯当たり調定額 33,063 円				
賦課割合	応能割合	51.55%	所得割	51.55%
			資産割	0.00%
	応益割合	48.45%	均等割	48.45%
			平等割	0.00%

令和2年度(7月処理)				
区分	基礎数値		税率	算出税額(千円)
所得割	5,189,471	千円	2.83 %	146,859
資産割	0	千円	0.00 %	0
均等割	10,551	人	11,800 円	124,501
平等割	6,755	世帯	0 円	0
(1/2・1/4軽減分)		世帯		
算出税額計 (A)				271,360
7 割軽減	2,501	人	8,260 円	20,658
7 割軽減	1,943	世帯	0 円	0
(1/2・1/4軽減分)		世帯		
5 割軽減	2,109	人	5,900 円	12,443
5 割軽減	1,239	世帯	0 円	0
(1/2・1/4軽減分)		世帯		
2 割軽減	1,394	人	2,360 円	3,298
2 割軽減	768	世帯	0 円	0
(1/2・1/4軽減分)		世帯		
軽減額計				36,399
(1/2・1/4軽減分)				(0)
限度超過	107	世帯		10,152
月割端数等				404
減額分計 (B)				46,955
調定額 (A)－(B)				224,405
1人当たり調定額 21,269 円 2.92% (増減率) 1世帯当たり調定額 33,221 円 0.48%				
賦課割合	応能割合	52.34%	所得割	52.34%
			資産割	0.00%
	応益割合	47.66%	均等割	47.66%
			平等割	0.00%

令和2年度

国保税介護納付金分 (R2.7算定)

(全体分)

※端数未調整

令和元年度(7月処理)				
区分	基礎数値	税率	算出税額(千円)	
所得割	2,382,729 千円	2.56 %	60,997	
資産割	千円	0.00 %	0	
均等割	3,462 人	13,700 円	47,429	
平等割	2,928 世帯	0 円	0	
(1/2・1/4軽減分)	世帯	円		
算出税額計 (A)			108,426	
7 割軽減	820 人	9,590 円	7,864	
7 割軽減	763 世帯	0 円	0	
(1/2・1/4軽減分)	世帯	円		
5 割軽減	531 人	6,850 円	3,637	
5 割軽減	449 世帯	0 円	0	
(1/2・1/4軽減分)	世帯	円		
2 割軽減	432 人	2,740 円	1,184	
2 割軽減	345 世帯	0 円	0	
(1/2・1/4軽減分)	世帯	円		
軽減額計			12,685	
(1/2・1/4軽減分)				
限度超過	67 世帯		5,026	
月割端数等			95	
減額分計 (B)			17,806	
調定額 (A)－(B)			90,620	
1人当たり調定額 26,176 円 1世帯当たり調定額 30,949 円				
賦課割合	応能割合	54.13%	所得割	54.13%
			資産割	0.00%
	応益割合	45.87%	均等割	45.87%
			平等割	0.00%

令和2年度(7月処理)				
区分	基礎数値	税率	算出税額(千円)	
所得割	2,225,217 千円	2.56 %	56,964	
資産割	0 千円	0.00 %	0	
均等割	3,216 人	13,700 円	44,059	
平等割	2,744 世帯	0 円	0	
(1/2・1/4軽減分)	世帯	円		
算出税額計 (A)			101,023	
7 割軽減	654 人	9,590 円	6,271	
7 割軽減	598 世帯	0 円	0	
(1/2・1/4軽減分)	世帯	円		
5 割軽減	487 人	6,850 円	3,335	
5 割軽減	425 世帯	0 円	0	
(1/2・1/4軽減分)	世帯	円		
2 割軽減	370 人	2,740 円	1,013	
2 割軽減	306 世帯	0 円	0	
(1/2・1/4軽減分)	世帯	円		
軽減額計			10,619	
(1/2・1/4軽減分)				
限度超過	54 世帯		4,913	
月割端数等			91	
減額分計 (B)			15,623	
調定額 (A)－(B)			85,400	
1人当たり調定額 26,555 円 1.45% 1世帯当たり調定額 31,122 円 0.56% (増減率)				
賦課割合	応能割合	54.16%	所得割	54.16%
			資産割	0.00%
	応益割合	45.84%	均等割	45.84%
			平等割	0.00%